

○鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

(昭和56年3月31日告示第127号)

改正 平成2年3月31日告示165号

改正 平成8年3月27日告示212号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の街区公園並びに鎌倉市児童遊園等に関する規則（平成8年4月規則第34号）に規定する児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場（以下「街区公園等」という。）の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となって行うためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(愛護会の設立)

第2条 前条の目的に賛同する町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は、公園愛護活動（同条に規定する維持管理活動ををいう。以下同じ。）を行う団体（以下「愛護会」という。）を設立することができる。

(設立届)

第3条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

(対象街区公園等)

第4条 愛護会が対象とする街区公園等は、当該町内会又は自治会の区域内にある街区公園等で、市が管理しているものとする。

(活動内容)

第5条 愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 街区公園等の清掃 月1回以上
- (3) 街区公園等の除草 4月から10月までの間に適宜
- (4) 破損遊具等の連絡
- (5) その他必要な活動

(変更の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 愛護会の名称及び役員に変更があったとき。
- (2) 実施団体に変更があったとき。
- (3) 対象の街区公園等を変更しようとするとき。

(指導及び連絡)

第7条 市長は、必要に応じ、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助言をするものとする。

2 活動内容に係る連絡は、公園緑地課で行うものとする。

(報償金)

第8条 市長は、愛護会に対し別表に定める報償金を交付することができる。

第9条 前条の報償金は毎年度9月及び3月に分割交付する。

2 報償金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護会活動報告書(第3号様式)により、その活動状況を報告するものとする。

3 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

(報償金交付の取消し及び変更)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取消し、又はその額を変更することができる。

(1) 愛護会が、虚偽の報告をしたとき。

(2) 街区公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月31日告示165号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月27日告示212号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

別表(第8条)

公園面積 1公園当たり(1平方メートル未満切捨て)	交付報償金(年額)
1,000平方メートル以下	30,000円
1,001平方メートル以上2,000平方メートル以下	35,000円
2,001平方メートル以上3,000平方メートル以下	40,000円
3,001平方メートル以上	45,000円